

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7 - 1 学習支援

基準 7 - 1 - 1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準 7 - 1 - 1 に係る状況)

本会計大学院では、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法並びに成績評価の基準及び方法をシラバスに明記し、年度初頭に学生に配付し周知している。また前期及び後期の履修登録時においては、オリエンテーション(原則全学生必須参加)を開催し、上記事項について、シラバスを参照しながら説明し、かつ個別相談に応じる機会も設けることで学生への周知を図っている。また、履修指導要綱は本会計大学院ウェブサイトにも掲載し、周知を徹底している。【解釈指針 7 - 1 - 1 - 2】

さらに、本会計大学院が想定する主たる学生像が、公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等であること、及び2005年度入学者22名のうち現職を有する社会人学生が11名であることに鑑み、2005年度のオリエンテーションは、前期及び後期ともに平日の夜間の時間帯を設け、実施した。特に前期オリエンテーションにおいては、参加者全員が新入生ということもあり、教員から会計専門職大学院の設立趣旨について説明する等、学生が本会計大学院の教育課程及び履修方法を理解しやすいよう特に配慮し、実施した〔別添資料13「2005年度前期履修指導要綱抜粋」履修登録タイムスケジュール〕参照〕。【解釈指針 7 - 1 - 1 - 1】

【解釈指針 7 - 1 - 1 - 2】

また、本会計大学院の特長の一つとして、現職を有する社会人がキャリアを中断することなく学修できるよう「長期履修学生制度」を設けている点があげられる。これは、学生が職業を有する等の理由により標準修業年限である2年間で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて最長5年間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了する制度である。2005年度入学者のうち2名、2006年度入学者のうち1名が、同制度適用を受けている。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられているといえるか。

本会計大学院では、想定する主たる学生像が社会人等であること、又2005年度入学者の半数が現に職を有する社会人であったことに鑑み、履修ガイダンスを平日夜間に行うなど、本会計大学院の教育理念及び目的に照らして適切な履修指導を行っている。

以上より、本会計大学院では、学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられているといえる。

基準 7 - 1 - 2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院では、以下のように学習相談、助言体制の整備を行っている。

教員懇親会

学生にとって、自身の成長のためにあるべき方向性を示唆してくれる教員との交流は、教育課程上の成果の実現に極めて有益である。本会計大学院では、学生・教員双方の希望に応じて、懇親会の設定を行っており、助言体制の整備を行っている。【解釈指針 7 - 1 - 2 - 2】

2005 年度前期、「経済社会における会計基盤の全体構造」科目において、担当教員と学生の懇親会を実施した。現職を有する社会人が参加できるよう、いずれも平日 20 : 10 ~ 21 : 40 の時間帯を 3 日間設定し、在籍者 22 名（休学者 1 名含む）のうち 21 名の参加を得た。懇親会では、求められる会計専門職業人像、履修計画、将来のキャリア構築等について教員から学生各人へ助言を与え、学生には好評であった（下記資料参照）〔別添資料 21「懇親会実施のお知らせ」参照〕。【解釈指針 7 - 1 - 2 - 2】

資料 学生の声（本会計大学院ウェブサイトより）

(http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice_01.html)

■ 学生生活の感想・今後の抱負についてお聞かせ下さい。

学生生活の感想

～2005年1期生 H さん(25歳)～

会計基盤の全体構造の講義では、目からウロコの連続でした。会計というものが単なる企業のための道具ではなく、会計を学ぶということが様々なものの見方、考え方を身に付けることにつながっていることを知ることができました。また、ほとんどの科目で懇親会があり、先生方との距離も近く、なんでも相談できるという点は、いいと思います。

学生相談会

本会計大学院では、前期及び後期の授業開講中に、履修指導、学修上の相談、学生生活上の相談又は将来のキャリア構築についての相談を目的として、学生相談会（任意参加）を実施している。これは、教員及び事務局が被相談者となりで学生個々人の相談に応じるもので、直接面談方式で実施している。2005 年度においては、前期 6 月（任意参加）及び後期 12 月（全員参加）に実施し、教員 1 名と事務局員 1 名が、学生 1 人 1 人の履修上の相談、学生生活上の相談、キャリアプランについての相談に応じた。また、現職を有する社会人を考慮し、学生個々の都合に合わせて予約制で実施した〔別添資料 22「学生相談会実施のお知らせ」参照〕。【解釈指針 7 - 1 - 2 - 2】

メール相談

本会計大学院の想定する主たる学生像が、公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等であることに鑑み、また、現に在学生の約半数が仕事を有する社会人学生である(2005年度入学者22名中11名が働きながら学修する社会人学生)という特殊性に配慮し、本会計大学院では、24時間受付可能な電子メールによる学修指導・相談を実施している。電子メールによる指導・相談は、時間を特定したうえで実施するオフィスアワーに比べ、仕事を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルにも対応できる利点があることから、授業科目ごとの学修指導のほか、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。電子メールによる相談では、教員と学生の媒介を事務局員が行うが、返信によって相談に応ずるよりもむしろ、直接の面談をすることが適切であると教員が判断した場合は、学生の事情を鑑みつつ適宜面談を設定している。また、本大学院事務局員は平日は9:00~22:00、土曜9:00~17:00まで待機しており、履修指導、学修上の相談等随時個別相談に応じられる体制をとっている。【解釈指針7-1-2-1】【解釈指針7-1-2-2】

では、上述したところを前提として、各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされているといえるか。

本会計大学院では、教員懇親会、学生相談会及びメール相談を整備しており、学生に対する学習相談、助言体制の整備としては、必要な水準を満たしているといえる。

今後、学生支援体制の充実・向上という観点から、学生の要望を踏まえつつ、適切に対応することが課題といえよう。

基準 7 - 1 - 3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 1 - 3 に係る状況)

本会計大学院では、授業の際に、米国公認会計士有資格者や公認会計士有資格者をはじめとする各種会計資格者を T A (ティーチング・アシスタント) として配置し、授業前後の学生の学修相談、履修相談、その他将来のキャリア構築に関する相談に応じさせている。【解釈指針 7 - 1 - 3】

また、本会計大学院の特徴の一つとして、「 L E C 公認会計士講座受講制度」を実施している。同制度は、公認会計士試験の合格を目指す学生を対象に、学校設置会社である株式会社東京リーガルマインドが運営する民間教育機関の公認会計士受験対策講座を課外で受講することを認める制度である。この制度は、公認会計士試験の合格を目指す学生の好評を博しており(下記資料 参照)、2005 年度においては 21 名、2006 年度においては 15 名の利用者を得ている。この制度の利用に当たっては、本会計大学院の教育課程を履修する上で支障がないか審査を行い、受講の可否を決定している。また、学生が当該公認会計士受験対策講座を担当している民間教育機関の講師に 1 対 1 の直接面談方式で受験相談できる機会を、前期及び後期に設けている。2005 年度においては、前出基準 7 - 1 - 2 で述べた、学生相談会の実施に合わせて、同受験相談会も実施した〔別添資料 22「学生相談会実施のお知らせ」参照〕。【解釈指針 7 - 1 - 3】

さらに、本会計大学院では、大学の学部等において会計を学んでいない学生等を対象として、学校設置会社の民間教育機関の教材を用いて補完的な講義を行う「入学前学習制度」を 2006 年度より設けている(下記資料 参照)。この入学前学習制度は、2006 年度入学者では 8 名の学生に利用されている。

資料 学生の声(抄。本会計大学院ウェブサイトより)

(http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice_01.html)

～2006年2期生 K・Jさん(46歳)～

LEC 会計大学院を選んだ理由として、次の5つが挙げられます。

1. 大学院の設置趣旨および教育カリキュラムが公認会計士を目指す自分の意思に沿うものであること
2. 実務者を含む著名な先生方との関りが授業や課外でも密接に図れると期待できること
3. 課外プログラムとして公認会計士受験対策が整っていること
4. 公認会計士受験と並行して勉強するうえでは「昼夜開講制、必修単位数、通学時間(立地)」どれをとっても自分にとって最善の学習環境であること
5. 学生に対するフォロー体制が整っていること

～2005年1期生 T・Sさん(36歳)～

自分は30歳代半ばという働き盛りであることもあり、

1. 開講時間帯(夜間中心)
2. 通学アクセス
3. 教授陣の充実度
4. 会計士試験のバックアップ制度

の順でLECに魅力を感じました。

(1)～(4)のどの1つが欠けても、LECを希望しなかったと思います。

資料 入学前学習制度(本会計大学院ウェブサイトより)

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/support/jizen-gakusyu.html>

LEC会計大学院 > フォローシステム > 入学前学習制度

入学前学習制度

LEC会計大学院では、4月の入学前に簿記・英語などの基礎学力を身につけておきたい方のために、入学手続きを終えた希望者を対象とする「入学前学習制度」を設けています。

入学前学習制度は、大学院で行われる高度な会計実務専門教育を受ける前に、あらかじめ簿記・英語などの基礎学力を固めることによって、大学院での教育効果を高めることを目的とする制度です。

入学手続きを終えた希望者にライセンススクールLEC(株式会社東京リーガルマインド)の各種講座を入学前に受講していただくシステムです。

※入学前学習制度の利用には、別途受講料(正規受講料の5割程度)が必要となります。
詳細は、LEC会計大学院事務局までお問合せ下さい。



※写真はイメージです。

7 - 2 生活支援等

基準 7 - 2 - 1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 2 - 1 に係る状況)

本会計大学院では、学生の経済的支援のため、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を利用可能としている〔下記資料「2005年度奨学金利用実績」参照〕。また、外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談窓口を設置し、学生の生活相談、各種ハラスメント相談に関する、助言・支援体制が整備されている(2005年度中に準備し、2006年5月1日より相談窓口開設)。また、2006年4月1日より厚生労働省教育訓練給付制度が適用可能となったことで、学生に対する経済的支援体制はさらに充実したところである。

【解釈指針 7 - 2 - 1 - 1】【解釈指針 7 - 2 - 1 - 2】

上記体制については、本会計大学院パンフレット、ウェブサイト、授業教室、LEC大学学生部窓口、学生ラウンジ、本会計大学院ウェブサイトの在学生専用サイト等に記載し、学生への周知を図っている。【解釈指針 7 - 2 - 1 - 1】【解釈指針 7 - 2 - 1 - 2】

また、学生からの日常的な相談又は要望については、都度大学院事務局員が応じ、可能な限り学生の悩みを解消し、又要望を実現できるよう努めている。これら事務局員の活動は、学生からも評価を受けているところである(下記資料 参照)。

資料 「2005年度奨学金利用実績」

第1種奨学金・・・2名

第2種奨学金・・・4名

2005年度入学者合計 22名

資料 学生の声(抄。本会計大学院ウェブサイトより)

(http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice_01.html)

～2005年1期生 S・Kさん(24歳)～

LEC会計大学院の魅力の一つとして大学院スタッフと学生の距離の近さがあげられます。大学院スタッフと学生が共になって、LEC会計大学院をより良い大学院にしようという意欲に満ちており、大学院全体にエネルギーがあります。日本における株式会社立大学院第一号として、必ず成功させようという決意を感じます。

7 - 3 障害のある学生に対する支援

基準 7 - 3 - 1

身体に障害のある者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害のある学生について，施設及び設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 3 - 1 に係る状況)

身体に障害のある学生の受入について，本会計大学院の現状は，以下の通りである。

本会計大学院の授業棟及び大学院専用自習室は全てエレベーターが完備されているので，足に障害のある者については，現状においても十分受入可能である。また，授業の板書に関しても，既に「欠席フォロー制度」(基準 3 - 2 - 1 参照) のために，本会計大学院の助手が作成しているので，ノートテーカーが既に事実上用意されている体制にある。なお，実際に受入となれば，介助者を配置，履修上の特別措置の制度化等，制度面，人的支援の面では，対応策に努める所存である。【 解釈指針 7 - 3 - 1 - 1 】【 解釈指針 7 - 3 - 1 - 3 】

他方，施設・設備面の対策は必ずしも即応できないのが実情である。本会計大学院は，構造改革特別区域法に基づく特例措置 821 (801-1) (校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業) の適用を受け開設された専門職大学院であり，校地・校舎の大部分が借用物件である。従って，本会計大学院使用設備のバリアフリー化を図る際には，本会計大学院の一存では決められず，賃貸人との交渉が必要になるという特殊事情が存在するためである。【 解釈指針 7 - 3 - 1 - 2 】

以上より，障害のある学生については，本会計大学院の現状の設備まま，制度面と人的支援面を充実させることによって学修が可能になる場合においては，受入が実現可能と考える。制度面と人的支援面の充実によって学修が可能となる場合には，本会計大学院では最大限支援するよう努める所存である。【 解釈指針 7 - 3 - 1 - 1 】【 解釈指針 7 - 3 - 1 - 3 】【 解釈指針 7 - 3 - 1 - 2 】

7 - 4 職業支援（キャリア支援）

基準 7 - 4 - 1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7 - 4 - 1 に係る状況）

本会計大学院では、以下のように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導又は助言を行っている。

本学では、学生の進路指導を行う専門の部署である進路支援センターを置き、学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な情報の収集・管理に日々努めている。進路支援センターには、企業等からの求人情報が揃えられていることはもとより、就職に関する書籍が 100 冊程度、面接対策等に関するビデオが 20 本、それぞれ用意されており、学生が随時閲覧・視聴できるようになっている。また、進路支援センターには常勤の職員が置かれており、学生が随時進路指導や助言を求めることができる体制を整えている。その他、進路支援センターから学生に対する積極的情報提供として、各種のガイダンスを適宜行う予定である。

この進路支援センターは、学部と会計大学院の共用施設であり、2005 年度においては、開設初年度である会計大学院生に対するガイダンスの実績はない。もっとも、本会計大学院の 2005 年度入学者 22 名のうち、現職を有しない学生が 11 名在籍しており、今後これらの学生に対する的確な進路支援活動が必要となる。学部生に対する進路支援の過程で培ったノウハウ・実績等を応用して、これらの学生に対する適確な進路支援を行う所存である。

また、本会計大学院には現役の実務家教員が多いことから、教員からも進路決定の一助となるような情報提供を受けることが可能である。課外授業として法律事務所を訪問することも行っており（基準 2 - 1 - 2 及び別添資料 10 参照）、事務所の現場を体験することによって、進路選択の一助とできるよう配慮している。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

金井委員の評価意見

本会計大学院では、想定する学生像にかなう入学者を選抜するべく、とくにAO入試に力を入れている。その結果、2005年度入学者の半数11名の社会人入学者を得た。社会人学生が多いことは、社会経験を経ずに学部から大学院に入学した学生にも学習態度等よい刺激を及ぼしているともみられ、優れた点といえる。

関口委員の評価意見

社会人で仕事と学修との両立が難しい学生については、長期履修制度も用意されている。多様な社会人の学修環境が整えられている点は、社会人等を主たる学生像とする本会計大学院の教育理念に合致するものであり、優れていると評価できる。

反町委員長の評価意見

本会計大学院では、法律事務所訪問を課外授業として行うこと等により、学生が実務の現場を体験できるような機会を設けている。これは、本会計大学院の教員として、現役実務家を数多く招致していることの効果といえ、優れた点であるといえる。ただし、会計事務所訪問等を行うことは、今後の課題である。

また今後、修了生のうち公認会計士の受験に専念する者がいる場合、TAとして採用する等の方策により、学生の学修支援体制のさらなる充実に努めることが今後の課題である。